

令和6年度 守口市国民健康保険 保健事業実施計画

1 目的

この計画は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第11項の規定により公表された「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成16年7月30日厚生労働省告示第307号）により策定した「守口市国民健康保険第3期データヘルス計画及び守口市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画」（以下「データヘルス計画」という。）に基づき、被保険者の健康の保持増進及び疾病予防を目的に、総合的かつ効果的に保健事業を実施するため策定する。

2 基本方針

（1）特定健康診査の受診勧奨事業

被保険者の健康の保持増進、将来に向けた医療費のさらなる適正化を目的として、高齢者の医療の確保に関する法律第20条に規定する特定健康診査の受診率のさらなる向上を図る。

（2）特定保健指導の利用勧奨事業

特定健康診査の結果、指導が必要と判定された者に対して自らの生活習慣における課題の認識や行動変容を促すために、高齢者の医療の確保に関する法律第24条に規定する特定保健指導の実施率のさらなる向上を図る。

（3）生活習慣病重症化予防事業

①医療機関への受療勧奨事業（高血圧・脂質異常症）

特定健康診査の受診結果に基づき、血圧や脂質、喫煙歴等の項目において、判定値を超える被保険者又は生活習慣病治療中断者に対して、生活習慣病の重症化予防を目的に、医療機関での早期の治療勧奨やそのフォローアップを実施する。

②糖尿病性腎症重症化予防事業

医療機関での早期治療が必要と判断された糖尿病性腎症患者に対し、医療機関での早期の受療勧奨やそのフォローアップを実施するとともに、適切な保健指導を実施することで、糖尿病性腎症の重症化に伴う人工透析移行患者の減少を図る。

（4）医療費適正化事業

国民健康保険財政の健全化を図ることを目的として、重複・頻回受診者、重複服薬者に対する医療機関等での適正受診及び服薬に係る訪問指導を実施するとともに、ジェネリック医薬品（後発医薬品）差額通知の発送や希望シールの配布により、ジェネリック医薬品の普及促進を図る。

(5) たばこ対策事業

国民健康保険被保険者の健康増進を目的として、喫煙者に対し禁煙外来等を周知するとともに、保健師等による禁煙指導を実施することにより、喫煙率の減少及び疾病予防を図る。

3 事業計画

「2 基本方針」に基づき、次の事業を実施する。

(1) 特定健康診査の受診勧奨事業

事業名	実施内容
特定健康診査事業	1 目的 内臓脂肪症候群に着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出し、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とする。 2 対象者 40 歳以上 74 歳以下の被保険者（一部若年層（15 歳から 39 歳まで）の被保険者も市民総合健康診査（集団健診）として受診可能） 3 実施期間 【集団健診】 ・令和 6 年 6 月 3 日から令和 6 年 12 月 12 日までの月・火・木・金曜日と第 1 水曜日（ただし、7 月 26 日～8 月 31 日と祝日は除く。） ・6 月 9 日（日）、7 月 7 日（日）、9 月 8 日（日）、10 月 6 日（日）、10 月 26 日（土）、11 月 10 日（日）、12 月 8 日（日） 【個別健診】 ・令和 6 年 8 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日までの医療機関が実施する日 4 内容 ①健診方法 市民保健センターにおける集団健康診査 守口市内の特定健康診査取扱医療機関における個別健康診査 ②健診項目 【集団健診】 問診、尿検査（尿糖、尿蛋白）、血圧測定、血液検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GT（γ-GTP）、血糖、ヘモグロビン A1c（40 歳未満は境界域の人のみ実施）、赤血球、血色素量、ヘマトクリット、

	尿酸、クレアチニン、総コレステロール、血小板、アルブミン、eGFR)、身体計測(身長、体重)、腹囲測定(40歳未満と75歳以上は医師の判断で実施)、心電図検査(40歳未満と75歳以上は医師の判断で実施)、胸部直接レントゲン検査(40歳以上の肺がん検診及び65歳以上の結核検診として実施(40歳未満は喫煙者及び医師の判断で実施))、診察(視診、聴打診及び理学的所見)、眼底検査(医師の判断で実施) 【個別健診】 問診、尿検査(尿糖、尿蛋白)、血圧測定、血液検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP)、血糖、ヘモグロビンA1c、赤血球、血色素量、ヘマトクリット、尿酸、クレアチニン、総コレステロール、血小板、アルブミン、eGFR)、身体計測(身長、体重)、腹囲測定、診察(視診、聴打診及び理学的所見) ③自己負担金 無料 5 評価指標 令和6年度受診率目標値 【38.6%】 (データヘルス計画に基づく目標値) 6 達成に向けた取組方法 ①受診対象者全員に対する案内通知、予約はがき及び受診券の送付 ②市医師会等への働きかけ ③市内公共機関へポスター掲示 ④広報誌への掲載 ⑤市ホームページへの掲載 ⑥オンライン申請システムによる予約受付 ⑦おおさか健活マイレージアスマイルの市独自ポイント付与
特定健康診査の 受診勧奨事業	1 目的 特定健康診査の受診率向上を目的とする。 2 対象者 特定健康診査の受診対象者となっている被保険者のうち、特定健康診査を受診及び予約していない被保険者

	3 実施期間 令和 6 年 9 月 4 内容 受診勧奨通知を作成し、送付する。また、電話で特定健康診査の制度を案内するとともに特定健康診査の受診を促す。 5 評価指標 令和 6 年度通知送付予定件数 【約 19,000 件】 6 達成に向けた取組方法 ①未受診者に対する受診勧奨通知の送付 ②個別日程案内通知の送付 ③保健師等からの受診勧奨電話
人間ドック助成事業	1 目的 被保険者の健康意識の向上を図るとともに、疾病の早期発見・重症化予防に伴う医療費適正化に向けた取組の充実を図ることを目的とする。 2 対象者 人間ドックを受診し、以下のいずれにも該当する被保険者 ①人間ドックを受診した日において、被保険者の資格を有していること ②人間ドックを受診した日において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）第 20 条に規定する特定健康診査の対象者であること ③人間ドックを受診した日の属する年度において、本市が実施する市民総合（特定）健康診査を受診していないこと ④助成金の申請時点において、人間ドックを受診した被保険者の属する世帯の世帯主が、申請日の属する年度の前年度以前の国民健康保険料を完納し、又は納付誓約を履行していること ⑤人間ドックの検査項目が本市が規定する検査項目（※1）を全て満たしていること ⑥人間ドックの検査結果を特定健康診査、特定保健指導及び本市が実施する保健事業に利用することに同意していること （※1）質問項目、身体計測、理学的所見、血圧測定、脂質検査、

	肝機能検査、血糖検査、尿検査、貧血検査（※）、心電図検査（※）、眼底検査（※）、血清クレアチニン検査（※） （※）医師の判断に基づき選択的に実施する検査項目 3 実施期間 令和6年4月から令和7年3月まで 4 内容 ①申請方法 人間ドック受診後、受診した日の属する年度の3月末日までに受診費用の領収書や検査結果等の必要書類を持参の上、保険課で申請する。 ②助成額 人間ドックの受診に要した費用（ただし、21,000円を上限とし、同一年度内において1回を限度とする。） 5 評価指標 市民総合（特定）健康診査の検査項目を全て満たした人間ドックを助成対象としており、助成対象者は特定健康診査を受診したものと同等に取り扱うことから、助成予定件数とあわせて、特定健康診査の受診率目標値も評価指標とする。 ・令和6年度助成予定件数 約500件 ・令和6年度受診率目標値 【38.6%】 （データヘルス計画に基づく目標値） 6 達成に向けた取組方法 ①広報誌への掲載 ②市ホームページへの掲載
郵送型簡易血液検査事業（若年者特定健診動機付け事業）	1 目的 20歳から39歳の若年層を対象に、郵送型簡易血液検査を実施することで、早い段階で自身の健康に関心を高めるとともに、生活習慣病リスクが高くなる40歳以降の特定健康診査の受診につなげ、特定健康診査の受診率の向上を目的とする。 2 対象者 20歳から39歳の被保険者 3 実施期間

	令和6年7月から令和6年12月まで 4 内容 スマホ等から申し込みを行い、自宅に届いた採血キットを使用して、手軽に血液検査を行う。 5 評価指標 令和6年度実施予定件数 【約1,000人】 6 達成に向けた取組方法 ①広報誌への掲載 ②市ホームページへの掲載
--	---

(2) 特定保健指導の利用勧奨事業

事業名	実施内容
特定保健指導事業	1 目的 内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。 2 対象者 特定健康診査等の結果、以下に該当する被保険者で、治療中でない者 【基準Ⅰ】 腹囲 男性≥ 85 cm 女性≥ 90 cm → A 男性< 85 cm 女性< 90 cmかつBMI≥ 25 → B 【基準Ⅱ】 ①血糖：空腹時血糖が100 mg/dL以上またはHbA1cが5.6%以上 ②脂質：空腹時中性脂肪が150 mg/dL以上またはHDLコレステロールが40 mg/dL未満（やむを得ない場合は随時中性脂肪175mg/dL以上） ③血圧：収縮期130 mmHg以上または拡張期85 mmHg以上 ④喫煙歴あり ※④については、①から③に1つ以上該当する場合にのみカウントする。

	●積極的支援 ・【基準Ⅰ】 A【基準Ⅱ】 ①～④が2つ以上（40歳～64歳） ・【基準Ⅰ】 B【基準Ⅱ】 ①～④が3つ以上（40歳～64歳） ●動機付け支援 ・【基準Ⅰ】 A【基準Ⅱ】 ①～③が1つ（40歳～64歳） ・【基準Ⅰ】 A【基準Ⅱ】 ①～④が2つ以上（65歳～74歳） ・【基準Ⅰ】 B【基準Ⅱ】 ①～④が1つまたは2つ（40歳～64歳） ・【基準Ⅰ】 B【基準Ⅱ】 ①～④が3つ以上（65歳～74歳） 3 実施期間 令和5年6月から令和8年11月まで（3か月後評価の終了まで） 4 内容 ①指導方法 市民保健センターにおける面接、電話又は文書による通知 ②指導内容 ・積極的支援（初回面接・3か月以上の継続支援・3か月後の評価） ・動機付け支援（初回面接・3か月後の評価） ・情報提供（運動や食生活についての情報を特定健康診査の結果送付時に文書にて同封） ③自己負担金 無料 5 評価指標 令和6年度実施率目標値 【 21.0% 】 （データヘルス計画に基づく目標値） 6 達成に向けた取組方法 ①案内リーフレット及び予約票の送付 ②個別日程案内通知の送付 ③保健師等からの利用勧奨電話 ④特定健康診査当日に保健師等による初回面接の実施 ⑤ICTを活用した特定保健指導の実施
--	--

(3) 生活習慣病重症化予防事業

事業名	実施内容
歯科健康診査	1 目的 虫歯や歯周病などの早期発見することを目的とする。 2 対象者 15 歳以上の市民 3 実施期間 【集団健診】 ・ 市民総合（特定）健康診査と同日 【個別健診】 ・ 令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までの医療機関が実施する日 4 内容 ①健診方法 市民保健センターにおける集団健康診査 守口市内の歯科健康診査取扱医療機関における個別健康診査 ②検査内容 【集団健診】 問診、診察（歯周病進行度測定検査・その他口腔衛生状況）、パノラマレントゲン検査、唾液検査 ※後期高齢者医療制度に加入している人は検査内容が一部異なります。 【個別健診】 問診、診察（歯周病進行度測定検査・その他口腔衛生状況） ③自己負担金 無料 5 評価指標 令和 6 年度実施予定件数 【約 1,750 人】 6 達成に向けた取組方法 ①広報誌への掲載 ②市ホームページへの掲載

医療機関への受療勧奨事業（高血圧、脂質異常症）	1 目的 医療機関での早期の受療勧奨を実施することで、生活習慣病の発症や重症化を未然に防ぐことを目的とする。 2 対象者 特定健康診査の結果に基づき、血圧や脂質、喫煙歴等の項目において、医療機関での早期治療が必要と判断された被保険者又は過去に高血圧に関する治療をしていたが、医療機関への受診が一定期間ない被保険者 3 実施期間 令和6年9月から令和7年3月まで 4 内容 医療機関での受療勧奨通知を送付するとともに、受療勧奨通知送付者へ電話による医療機関への受療勧奨及び保健指導を行う。 5 評価指標 令和6年度通知送付予定件数 【約 1,380 人】 6 達成に向けた取組方法 ①医療機関での早期治療が必要と判断された被保険者へ受療勧奨通知を送付 ②高血圧に係る受療勧奨通知送付者へ保健師等からの電話による受療勧奨及び保健指導の実施
糖尿病性腎症重症化予防事業	1 目的 医療機関での早期の受療勧奨を実施することで、糖尿病性腎症の重症化に伴う人工透析移行患者の減少を目的とする。 2 対象者 特定健康診査の結果に基づき、医療機関での早期治療が必要と判断された被保険者又は過去に糖尿病に関する治療をしていたが、医療機関への受診が一定期間ない被保険者 3 実施期間 令和6年9月から令和7年3月まで

	4 内容 医療機関での受療勧奨通知を送付するとともに、受療勧奨通知送付者へ電話又は訪問による医療機関への受療勧奨及び保健指導を行う。 5 評価指標 令和6年度通知送付予定件数 【約200人】 6 達成に向けた取組方法 ①医療機関での早期治療が必要と判断された被保険者へ受療勧奨通知を送付 ②受療勧奨通知送付者へ電話による受診の確認及び勧奨 ③保健師等からの訪問等による受診勧奨及び保健指導の実施
早期介入保健指導事業	1 目的 生活習慣病等の1次予防に重点を置いた取組として、特定保健指導予備群に保健指導を実施し、生活習慣病の発症の予防及び自主的な健康増進を図ることを目的とする。 2 対象者 ① 30歳代の被保険者のうち、市民総合健康診査の結果、収縮期血圧が130～139mmHgまたは拡張期血圧85～89mmHgに該当する被保険者。ただし、生活習慣病で医療機関を受診している者を除く。 ② 40歳以上の被保険者のうち、特定健康診査の結果、収縮期血圧が130～139mmHgまたは拡張期血圧85～89mmHgに該当する被保険者。ただし、特定保健指導の対象の者と生活習慣病で医療機関を受診している者を除く。 ③ 30歳以上の被保険者のうち、市民総合健康診査又は特定健康診査で喫煙していることがわかった者。ただし、特定保健指導の対象の者と、生活習慣病で医療機関を受診している者を除く。 3 実施期間 令和7年1月から令和7年3月まで 4 内容 禁煙の方法、喫煙の害、高血圧の病態、減塩の方法などを保健師

	等が電話による保健指導を行う。 5 評価指標 令和6年度実施予定件数 【約 1,200 人】 6 達成に向けた取組方法 保健師等からの電話による保健指導の実施
脳ドック助成事業	1 目的 特定健康診査や人間ドックの受診のみでは発見が困難な脳血管疾患を検査により早期に発見し、重症化を未然に防止することで、守口市国民健康保険の被保険者の更なる健康の保持増進に資することを目的とする。 2 対象者 脳ドックを受診し、以下のいずれにも該当する被保険者 ①脳ドックを受診した日において、被保険者の資格を有していること ②脳ドックを受診した日において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）第 20 条に規定する特定健康診査の対象者であること ③助成金の申請時点において、脳ドックを受診した被保険者の属する世帯の世帯主が、申請日の属する年度の前年度以前の国民健康保険料を完納し、又は納付誓約を履行していること ④頭部MR I 及びMRAの検査を受診していること 3 実施期間 令和6年4月から令和7年3月まで 4 内容 ①申請方法 脳ドック受診後、受診した日の属する年度の3月末日までに受診費用の領収書や検査結果等の必要書類を持参の上、保険課で申請する。 ②助成額 脳ドックの受診に要した費用（ただし、18,000 円を上限とし、同一年度内において1回を限度とする。）

	5 評価指標 令和 6 年度助成予定件数 【約 200 人】 6 達成に向けた取組方法 ①広報誌への掲載 ②市ホームページへの掲載
おおさか健活マイレージの市独自ポイント付与事業（ウォーキングポイント）	1 目的 大阪府が整備した事業「アスマイル」を活用し、本市独自の取組として、新たにウォーキングポイントを設定し、既定の歩数を達成したアスマイル市町村会員にポイントを付与するといったインセンティブを導入することで、アスマイル市町村会員数の増加及び当該会員の健康の更なる保持増進を図ることを目的とする。 2 対象者 40 歳以上の被保険者 3 実施期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 2 月 20 日まで 4 内容 「おおさか健活マイレージアスマイル」の市独自実施分として、既存のウォーキング達成ポイントに加え、既定の歩数を達成する毎に 1 日 10 ポイントを付与する。 5 評価指標 令和 6 年度実施予定件数 【約 5,000 人】 6 達成に向けた取組方法 ①広報誌への掲載 ②市ホームページへの掲載

(4) 医療費適正化事業

事業名	実施内容
重複受診者等への訪問指導事業	1 目的 保健師等による指導を実施することで、適正な範囲での受診等を心がけるよう働きかけることを目的とする。 2 対象者 以下の①から④に該当する被保険者のうち、特に訪問指導の必要があると判断される被保険者 ①重複受診者…同一月内に同一疾病で、複数の医療機関で受診している状態が3か月以上継続している被保険者 ②頻回受診者…同一月内の通院日数が15日以上ある状態が3か月以上継続している被保険者 ③重複服薬者…同一月内に複数の医療機関で、同一薬効の薬剤の処方を受けている被保険者 ④多剤投与者…同一月内に複数の薬剤が処方されている被保険者 3 実施期間 令和6年9月から令和7年3月まで 4 内容 保健師等が訪問又は電話により、適正受診及び服薬に係る指導を行う。 5 評価指標 令和6年度抽出予定件数 【約200人】 6 達成に向けた取組方法 保健師等からの訪問による保健指導の実施
柔道整復師の施術を受ける被保険者への訪問指導事業	1 目的 施術状況のアンケート調査や保健師等による指導を実施することで、適正な範囲で受診等を心がけるよう働きかけることを目的とする。 2 対象者

	柔道整復師による施術を受け、以下の条件の全てに該当する被保険者 ① 3 部位以上の負傷名の記載がある被保険者 ② 同一傷病による施術が 3 か月以上継続している被保険者 ③ 施術回数が 1 か月 15 回以上の被保険者 3 実施期間 令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月まで 4 内容 施術状況のアンケート調査を実施するとともに、保健師等が訪問又は電話により、適正な範囲で施術を受けるよう指導を行う。 5 評価指標 令和 6 年度抽出予定件数 【約 100 人】 6 達成に向けた取組方法 ① 対象者へアンケートを送付 ② 保健師等からの訪問による保健指導の実施
後発医薬品普及 促進事業	1 目的 先発医薬品から後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減額等を記載した差額通知を発送するなど、後発医薬品の普及に努め、被保険者の負担軽減及び国民健康保険財政の健全化を目的とする。 2 対象者 後発医薬品に切り替えた場合に自己負担額の軽減が見込める被保険者のうち、効果額が一定の金額以上になる被保険者 3 実施期間 令和 6 年 7 月から令和 7 年 3 月まで 4 内容 後発医薬品差額通知の送付や後発医薬品希望シールを配布する。

	5 評価指標 令和6年度通知送付予定件数 【約3,000人】 6 達成に向けた取組方法 ①後発医薬品差額通知を送付 ②後発医薬品希望シールを配布 ③広報誌への掲載																		
各種がん検診等 助成事業	1 目的 被保険者の疾病の予防や早期発見、早期治療につなげることを目的とする。 2 対象者 各種がん検診等の対象者に該当する被保険者 3 実施期間 令和6年6月から令和7年2月まで 4 内容 市民保健センター等で行っている各種がん検診、肝炎ウイルス検診及び骨密度測定を受診する際の自己負担額について全額を助成する。 5 評価指標 <table border="1"> <thead> <tr> <th>検 診 名</th><th>令和6年度 助成予定件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃 が ん 検 診</td><td>1,400 人</td></tr> <tr> <td>子 宮 頸 が ん 検 診</td><td>900 人</td></tr> <tr> <td>肺がん検診（喀痰検査）</td><td>280 人</td></tr> <tr> <td>乳がん検診（マンモグラフィ）</td><td>1,190 人</td></tr> <tr> <td>大 腸 が ん 検 診</td><td>3,350 人</td></tr> <tr> <td>前 立 腺 が ん 検 診</td><td>700 人</td></tr> <tr> <td>肝 炎 ウ イ ル ス 検 診</td><td>450 人</td></tr> <tr> <td>骨 密 度 測 定</td><td>750 人</td></tr> </tbody> </table> 6 達成に向けた取組方法 ①広報誌への掲載 ②市ホームページへの掲載	検 診 名	令和6年度 助成予定件数	胃 が ん 検 診	1,400 人	子 宮 頸 が ん 検 診	900 人	肺がん検診（喀痰検査）	280 人	乳がん検診（マンモグラフィ）	1,190 人	大 腸 が ん 検 診	3,350 人	前 立 腺 が ん 検 診	700 人	肝 炎 ウ イ ル ス 検 診	450 人	骨 密 度 測 定	750 人
検 診 名	令和6年度 助成予定件数																		
胃 が ん 検 診	1,400 人																		
子 宮 頸 が ん 検 診	900 人																		
肺がん検診（喀痰検査）	280 人																		
乳がん検診（マンモグラフィ）	1,190 人																		
大 腸 が ん 検 診	3,350 人																		
前 立 腺 が ん 検 診	700 人																		
肝 炎 ウ イ ル ス 検 診	450 人																		
骨 密 度 測 定	750 人																		

(5) たばこ対策事業

事業名	実施内容
たばこ対策事業	1 目的 喫煙者に対し禁煙外来等を周知するとともに、保健師等による禁煙指導を実施することにより、喫煙率の減少及び疾病予防を図り、被保険者の健康増進を目的とする。 2 対象者 特定健康診査受診時の問診により、喫煙していることが判明した被保険者 3 実施期間 令和7年1月から令和7年3月まで 4 内容 喫煙者に対し禁煙外来等を周知するとともに、保健師等による禁煙指導を行う。 5 評価指標 令和6年度通知送付予定件数 【約1,200人】 6 達成に向けた取組方法 ①喫煙している被保険者へ禁煙勧奨通知を送付 ②広報誌への掲載 ③市ホームページへの掲載

4 推進体制

